

12月定例会

3・6・9・12月に開催される定例会のうち、12月定例会の内容をお届けします。
12月定例会は、主に今年度の補正予算を審査しました。

令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）

- 補正額 1億9,945万円増
- 補正後予算総額 110億9,808万円
- ◆ 住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金



問 対象者に対する通知時期及び支払期限は。

答



令和6年1月中旬に対象者へ通知を行う予定です。また、支払期限については、通知書発効後3か月を予定しています。

問 対象者は。

答

令和5年12月1日時点で、鞍手町の住民基本台帳に記載され、世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税の世帯です。ただし、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は対象外となります。

問 令和5年12月1日以降に転入された方の場合はどうなるのか。

答

国の統一基準となり、転入された方については前住所地で給付されます。

固定資産税の課税免除

鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除の申請が計4社からありました。



納税義務者	課税免除額	年度
黒木コンポジット株式会社	14,381,500円	R5年度
株式会社サンテック	941,000円	R5年度
株式会社星興電機製作所	159,300円	R5年度
タカラストンダード株式会社	6,473,700円	R5年度

※ 町内の事業者が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図ることに対し、固定資産税の課税免除が3年間適用されます。

12月定例会の流れ

- 01** 議案の上程
町長による議案の提案説明 12/6 ㊦
- 02** 一般質問 12/11 ㊦（休会 12/12 ㊦）
議員が町政全般にわたって質問し、町の見解を解く（関連記事5～12ページ）
- 03** 議案質疑 12/13 ㊦
議員が提案された議案に対し質疑を行い付託委員会を決定（関連記事2～3ページ）
- 04** 民生産業委員会 12/14 ㊦
付託された議案を審査
- 05** 総務文教委員会 12/15 ㊦
付託された議案を審査
- 06** 委員会審査報告 12/19 ㊦
各常任委員会での審査結果を委員長が報告
- 07** 質疑・討論 12/19 ㊦
委員長報告に対し、議員が質疑・討論（賛成・反対）を行う
- 08** 採決 12/19 ㊦
議案の可否を決める（関連記事4ページ）

令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）

■補正額	1億6,297万1千円減	■補正後予算総額	108億9,863万円
◆システム改修等業務委託料	1,427万9千円		
◆通所系サービス給付費	1,379万9千円		
◆病児・病後児保育事業委託料	960万6千円		
◆新規就農者育成総合対策事業補助金	150万円		
◆調査業務委託料	979万9千円	他	



問 システム改修等業務委託料の内容は。

答 戸籍法の改正に伴う、氏名のふりがな対応等のシステム改修及び固定資産税、相続税の電子化対応の改修となっています。



問 小学校費の調査業務委託料とは。

答 統合小学校建設にあたり、今後予定される基本設計以降の発注に向けての建設地となっている剣南小学校のグラウンド部分のほか、合計6か所の地質調査を行うものです。



固定資産評価審査委員の任命



くろせ ひろき

黒瀬 博樹 氏（4期目）



つちはし ゆきお

土橋 幸夫 氏（4期目）

任 令和6年3月16日から
期 令和9年3月15日までの3年間

【固定資産評価審査委員】とは
固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する納税者からの不服を審査、決定するため、地方税法に基づき設置された中立的な専門機関。固定資産の評価が適正か否かについて審査を行う。
本町では3名の委員で構成。

Go for it !!



◎：出席者全員賛成で可決 ○：賛成多数で可決 ×：賛成少数で否決（不採択）

案件名	議決結果
議案第 64 号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任	◎
議案第 65 号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任	◎
議案第 66 号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例	◎
議案第 67 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	◎
議案第 68 号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例	◎
議案第 69 号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	◎
議案第 70 号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	◎
議案第 71 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）	○
議案第 72 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	◎
議案第 73 号 令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	◎
議案第 74 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	◎
議案第 75 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和 5 年度固定資産税の課税免除	◎
議案第 76 号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結	◎
議案第 77 号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定	◎
議案第 78 号 民事調停の申立て	◎
議案第 79 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算（第 6 号）	◎
意見書第 1 号 【福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引き下げ等を求める意見書】 鞍手町議会議員 西藤典子	◎
陳情第 6 号 【年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情書】 行橋市議会議員 小坪慎也	○

賛否が分かれた案件

○：賛成 ●：反対 欠：欠席

議案等番号	議決結果	合計		許斐英幸	田中二三輝	星正彦	宇田川亮	野口美恵子	新谷留晴	石井大輔	許斐潤一郎	有働徳仁	栗田美和	西藤典子	篠原哲哉
		賛成	反対												
71	可決	11	1	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○
陳情	可決	9	3	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○

※ 議長（的野信之）を除く12名で表決を行う



知りたいこと望むこと 一般質問

町長から提出された議案以外に、行政全般について現状や方針を問うものです。内容、答弁は質問者自身が要約し、議会広報編集調査特別委員会が校正したものです。質問の全文は、鞍手町ホームページや議会事務局で会議録として閲覧できます。
※尚、会議録の調整により、閲覧が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

12月定例会では、13名中7名が登壇しました。



※○内の数字は議席番号です

発言順	議員名	質問項目	掲載頁
1番	許斐 英幸 (このみ ひでゆき)	① 今後の鞍手町のまちづくりについて	6
2番	西藤 典子 (さいとう のりこ)	① 統合小学校における通学路の安全確保について ② 自衛隊への個人情報の提供について ③ 生理という女性特有の負担の緩和策について	7
3番	栗田 美和 (くりた よしかず)	① 町内農業用ため池の管理について	8
4番	宇田川 亮 (うたがわ あきら)	① 福祉センター機能の移転について ② スズメバチの駆除について	9
5番	新谷 留晴 (しんたに とめはる)	① もやいたクシの利用時の改善点や、待合停留所の見直しについて ② 庁舎建設後の福祉センターくらじの郷の今後の利用について	10
6番	許斐 潤一郎 (このみ じゅんいちろう)	① 子ども食堂について ② 食育について	11
7番	田中 二三輝 (たなか ふみき)	① 鞍手町手話言語条例の啓発について	12

★令和3年3月よりタブレット端末を使用した議会を行っています。

ご存じですか？

SDGs

エス・ディー・ジーズ

Sustainable (持続可能な) Development (開発) Goals (目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

誰一人取り残さないようにするために、世界で取り組む17の共通目標。(鞍手町でも、第5次鞍手町総合計画後期基本計画において『これからの「持続可能なまちづくり」には持続可能な開発目標であるSDGsの視点を取り入れていくこと』としています。)

1 貧困をなくそう

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を實現しよう

6 安全な水とトイレを世界中に

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

8 働きがいも経済成長も

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

10 人や国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナースHIPで目標を達成しよう



新庁舎建設に伴うインフラ整備、JR福北ゆたか線に対する高架橋の検討は

町長 「直方県土整備事務所と協議を行いながら、検討を進めていきたいと考えています」

議員 新庁舎建設に伴うインフラの整備、また遠賀川からJR福北ゆたか線に対する高架橋の検討は。

町長 新庁舎は令和6年10月に完成、令和7年1月より開庁をする予定で進めております。周辺には、現在はいくらで病院のほか商業施設が集積しつつあり、鞍手インターチェンジに対するアクセスの観点からも、他地域からの自動車の流入はこれから増えることが予想されると考えております。

鞍手町では、平成17年に都市計画道路である北九州、鞍手線を都市計画決定しており、この計画では、起点を北九鞍手夢大橋、終点を新延の泉水入口交差点付近とし、JR線とは立体交差する計画となっております。しかしながら、高架橋の建設には多額の費用を

要することから、町単独での事業は困難であり、現在、福岡県直方県土整備事務所と調査研究を進めているところです。

議員 調査研究のことだが、決定は5年先なのか10年先か、いつになるのか。踏切は以前にも高架にする話があつたが頓挫している。渋滞は今でも発生している。今後、新庁舎を中心としたまちづくりを行うためにも、早急な対応が必要では。

町長 まちづくりの観点からも、道路整備は重要で欠かすことのできないものと考えております。しかしながら、先述のとおり町単独では困難な事業であります。JR線の踏切については電車の本数も多く、周辺が混雑をしていることは確認しておりますが、渋滞の程度とすれば、まだ開かずの踏切という状況までになっていないと考えてお



【鞍手駅踏切から鞍手北九夢大橋にかけて】

ります。

しかしながら、踏切の危険性をなくす観点からも、今後、周辺道路の交通状況の調査、また必要であれば交差点の改良など、福岡県直方県土整備事務所と協議を行いながら、検討を進めていきたいと考えております。

議員 今後、町の中心部が渋滞し機能しない事態にならないようまちづくり、インフラ整備を対応頂きたい。



許斐英幸議員

HIDEYUKI KONOMI



自衛隊への個人情報提供、来年度の対応は

町長 「対象者情報提供除外申請の受付を検討しているところです」



議員 自衛隊への個人情報の提供、来年度の対応は。

町長 対象者情報提供除外申請の受付を検討しているところです。

議員 除外申請の仕組みがよくわかるよう十分な広報を願いたいですが、既に本人の同意なく個人情報が自衛隊に提供されている過去3年間の対象者にはどう対応されるのか。

町長 これまで情報提供を行った対象者への今後の対応は考えておりません。

議員 今後の除外申請の方法の周知徹底とともに、これまでの対象者に対し、過去3年間の事実をお詫びの言葉を添えて知らせて頂きたい。

統合小学校における通学路の安全確保について

議員 剣南小学校の通学路の現状は。

教育長 児童が利用する出入り口は3箇所あり、猪倉中山南区方面の児童が北側階段から、今村小牧方面が東側のスロープから、中山本村立林方面の児童が西側階段から登下校しております。指定通学路を通じて約250名の児童が通学しており、基本的には徒歩での通学と考えております。

議員 車での送迎も増えているのでは。車での送迎については、どのように指導されているのか。

教育長 警察からの指導もあり、危険も伴いますので、4月の段階と、あと2回ほど、車で送迎する場合はテニスコート側の駐車場を利用するように

議員 文書で保護者に依頼しています。

議員 車での駐車場への出入りにも危険を感じるが、東側の入口と、あゆみこども園入口の急なスロープ、信号機のない、見通しの悪い変則的な四差路にも危険を感じる。ここにも令和10年から統合小学校が開校し、現在の3倍近く、700人の児童と36人の職員が出入りすることになる。安全確保のための対策は。

教育長 新たに通学路となる道路への歩道の整備やスクールバスの運行範囲も含め、今後PTAとの協議を行っていくこと



としております。最終的には基本設計段階で決定される校舎の配置や、学校敷地への出入り口の場所などを踏まえ、通学路の安全確保の取組を進めていくこととしております。

その他「生理という女性特有の負担の緩和策について」「町職員の生理休暇の取得状況」などの質問をしました。



西藤典子議員

NORIKO SAITO

【剣南小学校】



金木原ため池の法面復旧について

都市整備課長 「民地側所有者との協議がまとまらず、工事できていません」

栗田美和（くりたよしかず）

議員 町内の農業施設のひとつである農業ため池の管理委託について質問します。

平成の終わりに台風等の大雨で、ため池などの決壊があり大きな災害が発生し、その後に所有者の管理強化がされていいますが、町の管理すべきため池は何か所あるのか。

都市整備課長 現在は、59箇所です。

議員 以前聞いたのは63箇所と記憶していますが4箇所減ったのか。

都市整備課長 平成元年度にため池台帳をデータベース化する際に、町のため池を再調査して、使用されないものについては町の管理から4か所外しました。

議員 中山本村区内にある金木原ため池も町の管理なのか。

都市整備課長 町の管理するため池です。

議員 金木原ため池の法

面が10mほど崩壊しているが、4年前に質問した時に、崩壊の原因が不明で費用負担などが折り合わず、交渉がまとまっていますとの回答を得ている。

その後の復旧工事の進展がなされていないが、経過はどうなっているか。

都市整備課長 平成26年の大雨の際に、金木原ため池のブロック積の一部が崩壊しました。

要因としては、ため池ブロック積上部の民地擁壁の荷重によるブロック積の崩壊であるという可能性が高いと考えています。

この復旧方法に関して、擁壁を所有者に撤去していただいた後に、町が所有するため池のブロック積みの工事に入ることです話し合いを行ってきましたが、民地側の所有者より、敷地の復旧

は、当面必要ないため工事を見送りたいとの報告があり、鞍手町が所有するブロック積の復旧工事ができず、現在の状況が続いています。

議員 交渉事ですから、時間をかけてこられたことは理解しますが、4年間という時間があまりにも長いので、放置していただと思われてもおかしくないと思います。

この、金木原ため池の崩壊については、できる限り早急に復旧工事を成立させてもらいたいと望み質問を終わります。

【金木原ため池】



栗田美和議員

YOSHIKAZU KURITA



中央公民館改修を納得した上で、福祉センター機能を移転するという事は最低条件だと思いが

町長 「団体、サークルの方に満足いただける改修にしていきたいと考えています」

議員 福祉センター機能の移転は。

町長 令和6年12月末で、旧福祉棟及び勤労者ふれあい棟を除く福祉管理棟及び保健棟施設を閉館する予定です。

議員 移転のスケジュールは。

管財課長 中央公民館の内部改修は、令和6年3月議会で契約議案の同意をいただきましたら、庁舎等建設工事と同じく令和6年10月末完成予定で進めてまいります。

総合福祉センターは、令和6年12月27日をもって、福祉管理棟及び保健棟施設を閉館します。

議員 くらじの郷の今後は。

町長 公共施設等利活用推進本部を立ち上げ、具体的な検討を開始していきます。大きな方向性としては、勤労者ふれあい棟は、今後も避難所及び選挙投票所として運営して

いきます。また、旧福祉棟、福祉管理棟、保健棟は、道の駅のようなイメージで、町内外の皆さんが集い憩える場所として活用していきたいと考えています。

議員 福祉センターを拠点にしている団体、サークル等の数と使用状況は。

福祉人権課長 拠点としている団体は4団体、活動しているサークルは14サークルを把握しています。利用状況は、令和5年4月から11月の実績で、延べ374件、3028人となっております。

議員 中央公民館の大規模改修は、福祉センターに入っている団体、サークルの方々が納得した上で、移転するということ

は最低条件だと思いが。
町長 団体、サークルの方たちに、満足いただけるような改修にしていきたいと考えています。



【中央公民館】



【総合福祉センター くらじの郷】

機能移転

スズメバチの駆除について

議員 スズメバチの危害から町民生活の安全を守る、そのための補助金を創設する考えは。



駆除

町長 住民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、スズメバチの駆除に対する補助について検討していく必要があると考えています。

宇田川亮議員

AKIRA UTAGAWA

利用しやすいもやいたクシーへの改善は

町長 「タクシー事業者の経営を圧迫することにもなるため、現状としては難しいと考えます」

議員 現在のもやいたクシーの利用方法に不便さを感じている方が多くいます。時刻表どおりに決められた停留所で乗れるようにできないか。

町長 定時定路線での運行となると、乗客がいなくても運行する必要があり、乗務員や車両を別途確保することで、多額の費用を要することとなり、対応は困難と考えております。



議員 定刻どおりに、もやいたクシーを発着させていただければ、利用者も増え、高齢者の方は非常にありがたいと思われるが。

町長 現在、地域公共交通計画を策定し、問題となっている点を、どのよ

うにすれば改善できるか、議論をいたしていただきます。

議員 停留所に、屋根やベンチを設置する計画はないか。

都市整備課長 設置につきましても、道路上であれば、道路管理者の道路占用許可や警察の協議等を要します。

要望があつた場合は利用状況、道路管理者、警察、土地の所有者等協議の上、設置するかどうかを検討していきます。

議員 法的なものは理解しておりますが、再度見直して利用しやすい環境を作っていたきたい。

続いて、もやいたクシーの下車について、荷物がある下車時に、せめて自宅付近で降りられるような措置はとれないか。

町長 一般のタクシーと同様となり、タクシー事業者の経営を圧迫することにもなります。現状と

いたしましては、難しいと考えます。

議員 最後にA活用型オンデマンド交通の導入についての考えは。

町長 本年度中の策定を目指す地域公共交通計画において、オンデマンド交通を取り入れたことにより利便性が向上した自治体などの先進事例を踏まえ、今後の持続可能な公共交通を検討してまいります。

庁舎建設後の福祉センターくらの郷の今後の利用について

議員 新庁舎への移動による福祉棟や各空部屋等の利用については、誰もが楽しめるプレイルーム、食事処、喫茶店などのテナントとして活用し、遊具撤去後の中庭は、ゲームボール場やスケートボード場として、また、町民が熱望しているお風呂

も再開すれば、遊べて、お風呂に入り、食事し、談笑、読書もできる町民が集える憩いの場として開放できるのでは。

町長 今、推進本部会議の中で若い職員でプロジェクト会議を開催し、時間をいただきながら、素案をつくっているところですので、議員が言われましたことも、検討し進めていきます。

議員 ぜひ、前向きに検討していただきたい。



新谷留晴議員

TOMEHARU SHINTANI

【総合福祉センター くらの郷】



今後の子ども食堂への取り組みについて

町長 「NPO 法人等が子ども食堂を開催する場合は、情報発信を行っていきます」

許斐潤一郎（このみじゅんいちろう）

議員 現在、町内では子ども食堂がNPO 法人と個人での2箇所で開催されており、食堂への認識はどのようにもたれているのか。

子ども食堂



町長 子ども食堂は、家庭や学校以外の新たな子ども居場所として注目され様々な取り組みが行われており、全ての子どもが安心して過ごせる居場所として機能が求められていると認識しています。

議員 町として事業への支援は。

町長 法人や個人が行われる際は作成されたポスター掲載など情報発信の協力はできると思いますが、

職員の派遣は命令指示

等ができないので自主的に参加し手伝うことは問題ないと思います。

議員 事業に関しての啓発活動などの取り組みは可能か。

町長 行政が子ども食堂について開催するセミナーの中心について可能かどうかは、今のところ承知はしていません。子ども食堂を実施されている団体やNPO 法人が開催される時は名義後援もしますし、周知についても情報発信はできると思いますが。

議員 フードバンク設立の考えは。

町長 県が一般社団法人福岡フードバンク協会を立ち上げており、企業からの食品提供窓口となり各フードバンク団体への支援を行っております。町独自のフードバンクが必要かどうかについては今のところ考えていません。

議員 食育は成長期における子どもにとって大切なものである。現在、小中学校で朝食を摂らず登校する生徒さんはいるか。また、そのような子どもさんへの指導などは。

教育長 小学校6年生は2割、中学3年生は3割くらい朝食を摂っていません。理由については家庭のそれぞれの事情があり述べることはできません。PTAと協力しながら取り組みを行い、給食センター使い、食育だより等で啓発をしております。

議員 専属の食育担当教諭の配置と活動について。

教育長 栄養教諭の活動状況として栄養管理、衛生管理、物資管理等は栄養教諭の主要な職務となります。児童生徒への担任が計画する年間指導計画のもと総合的な食に関

する指導をしている。

議員 幼児、小中学校の給食における地産地消はどの程度されているのか。

健康こども課長 町内の認定こども園、保育所では、イチゴやぶどう等の果物及びお米に鞍手町内産の食品を一部利用しています。

議員 食育推進計画における今後の取り組みは

町長 取り組みとしまして、鞍手町食生活改善推進会、健康こども課、地域包括支援センターによ



る各種事業を行っています。また、学校における食育の推進と地産地消などの取り組みも行われています。これからも地域の協力を得ながら続けていきたいと考えています。



許斐潤一郎議員

JUNICHIRO KONOMI

手話言語条例の啓発は

町長 「手話が言語であるとの認識を深める啓発を行う」

議員 手話言語条例第3

条第2項、町の責務、施策の推進として、第6条

第1項第1号が項目として挙げてあります。本

に今までの施策だけで、

目指す共生社会が実現できるのか。

非常に強い不安を覚えるが、具体的な政策等は。

町長 共生社会の実現を目指し、行政が手伝い、

住民の方たちに手話を言語として認識してもら

い、手話を普通の言葉として使えるようになって

いただくために、これからも取り組んでいくこと

だと思います。

議員 条例施行してから

もう8か月、条例が議会に提案されて12か月たっ

ています。この間、どの程度普及したと感じてい

るか。

町長 手話言語条例が制定をされましたが、なかなか技術的に習得するとい

得する機会も限られてお

ります。

この間、どれぐらい普及

したかということについては、

なかなか判断は難しいと思います。

議員 条例には、法令によ

って制定されるものとして

任意に制定するものという

二つのものがある。

そこで、この鞍手町手話

言語条例を分類するにあ

たつては、任意に制定された

理念条例であり、努力目標

だと理解しているか。

町長 本条例につきましては、

手話は独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、

議員 これが理念条例であ

ったとしても、町が何も

しないことは絶対にできない

し、任意団体に普及を

まかせるといったこと

については、責任の押し

つけとの感覚がある。

そこで、広報紙のページ

を少し割いて、手話コ

ナーとして、写真や情報を

載せ、更に、ホームページ

等に、手話の動画をアップ

するなど情報発信をするとい

う、私の提案いかがですか。

町長 手話に対する理解の

促進及び手話の普及促

手話で話そう



ありがとう



おはよう

進に向けての啓発活動として、広報紙の一部を割いて、手話を載せるとか、または、動画をホームページに載せるというような方法での情報発信については、有効ではないかと考えております。多くの方に手話を言語として使えるように、今後とも取り組んでいく必要があると考えております。



田中二三輝議員

FUMIKI TANAKA

10/16 直鞍2市2町議会議員研修会



令和5年10月16日(月)に、鞍手町中央公民館第一研修室において、直鞍2市2町の各議員が参加する議会議員研修会が開催されました。講師は、株式会社廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬和彦氏をお招きし、「議員が有する発言権と不穏当発言の取り扱い」というテーマで講演いただきました。議員としての発言の重大さ、根拠となる情報の収集、不穏当発言の取り扱いなど、全国の様々な具体例を挙げて示していただいたことは大変参考になりました。また研修会を通して、町政に対する論点を明確化し、議場での効果的な質疑を行うための手法や考え方に関する理解を深めることができました。

12/19 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会



令和5年12月19日(火)に、鞍手町議事堂において、第3回鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会が開催されました。説明員として管財課及び音響映像設備事業者を招き、新庁舎内3階の議会棟諸室のイメージ、音響等映像設備についての概要と進捗状況の報告を受けました。その後、関連する質疑応答を行いました。

謹賀新年



新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまにおかれましては、輝かしい新春をお迎えのこと心からお慶びを申し上げます。また、平素より、本町議会及び町政に対する格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、4月に任期満了に伴う町議会議員選挙が執行され、13名のうち2名が新たな議員となり、本町議会をスタートいたしました。町民の皆さまの負託に応えられますようお願い員一同、その職責を果たしていく所存でございます。

さて、現在、令和7年1月の開庁にむけ新庁舎建築が進んでおります。また、歴史民俗博物館別館におきましても令和7年4月の開館に向け、内装や展示物の工事が進んでおります。さらに小学校統合に関しましては、建設地が剣南小学校に決定し、令和10年4月の開校に向け、各事業者の選定準備を進めて行くこととなります。これらの進捗状況を議会としても注視し、地域活性化や公共の福祉向上のため、議決機関としての役割を果たして参ります。このほかにも様々な事業や課題がありますが、それぞれと真摯に向き合い、一つ一つ誠意を持って取り組み、執行機関と共に研鑽し合い、より暮らしやすいまちづくりに努めて参ります。町民の皆さまには、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、町民の皆さまにとりまして、健康で幸多い年でありますよう、心よりご祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。

鞍手町議会 議長の野信之

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和5年は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、ようやくコロナ前の日常が徐々に戻りつつある1年でした。令和6年は町民の皆様との新しいコミュニティの場として新庁舎も完成いたします。皆様にとって住みやすい、住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを目指し、今後も町民の皆様のご意見・ご要望に耳を傾けながら、議員一丸となって全力で取り組む所存です。本年が皆様にとりまして幸多い1年となりますよう、心から祈念いたします。 【許斐英幸】

発行責任者：的野信之
編集スタッフ

委員長：西藤典子 副委員長：野口美恵子
委員：許斐英幸、新谷留晴、許斐潤一郎、石井大輔

i 次回定例会(予定)のお知らせ

3 March 13時開会 2024

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
			開会日			
10	11	12	13	14	15	16
	一般質問	一般質問	議案質疑	民生産業	総務文教	
17	18	19	20	21	22	23
	予算特別	予備日		閉会日		

(進行状況により変更となる場合があります)

Don't miss the next episode!